

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A県A市所在の会社B（以下「会社」という。）に重機オペレーターとして採用され、道路、河川、解体工事等の現場においてパワーショベル等の操作を主として行うほか、測量補助、廃棄物の運搬作業等に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日に同市内の木造家屋解体工事現場において、朝から同僚3名とともに屋根の瓦下ろし作業を行っていたが、午後3時40分頃、「ちよっときつい。」と言って、当該家屋内の日陰で横になっていたところ、午後4時15分頃に嘔吐と痙攣を起こし意識を失った。午後4時31分救急隊が到着しC病院に搬送されたが、翌日午前4時死亡した。死亡診断書には直接死因「心臓急死」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだも

のである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者に発症した疾病及び死亡が業務上の事由によるものである認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

- (1) 当審査会は、D医師作成の平成○年○月○日付け死亡診断書及び意見書、E医師の面談録取書から、被災者は、平成○年○月○日の午後3時半から午後4時頃の間「急性心筋梗塞」(以下「本件疾病」という。)を発症し、同月○日の午前4時に直接死因「心臓急死」のため死亡したものと判断する。
- (2) ところで、虚血性心疾患の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長は「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと判断し、以下、認定基準に基づいて、本件疾病の業務起因性について検討する。
- (3) 被災者の本件疾病発症前における業務による過重負荷の有無についてみると、発症直前から前日までの間における異常な出来事への遭遇は認められず、発症に近接した時期においても特に過重な業務に従事した事実は認められない。

また、発症前6か月間の勤務状況をみると、発症前1か月間の時間外労働時間は23時間で、発症6か月前に53時間の時間外労働が認められるが、発症前2か月から6か月の1か月あたりの平均時間外労働時間は、24時間40分～34時間30分であり、業務と発症との関連性が弱いとされる1月当たりおおむね45時間以下であることが認められる。したがって、長期間にわたって

著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に従事していた事実も認められない。

当審査会としては、以上に述べたとおりであるから、被災者が、本件疾病発症前に業務による明らかな過重負荷を受けたとは判断できない。

(4) なお、請求人は、被災者は熱中症を発症していた旨主張しているが、被災者の本件疾病の発症経過、被災者の電解質の検査値や心筋梗塞を疑わせる心筋壊死マーカーの検査値などの医証からみて、請求人の主張は認められないものであり、その詳細は、決定書理由第2の2の(2)のエに説示のとおりである。

また、請求人は、療養補償給付たる療養の給付請求書、遺族補償年金支給請求書、葬祭料請求書に記載された発症時刻が事実と異なっている旨も主張しているが、発症当日、被災者と一緒に作業した同僚の申述によると、要旨、「瓦下ろしの作業は、直接ダンプの荷台に屋根から瓦を投げ入れるもので、荷台が一杯になったら、ダンプで処分場に運ぶ手順となっており、その間は、作業を一旦休憩することとなる。午後3時前にダンプは処分場に向かい全員で休憩に入った。被災者が『ちょっときつい』と言ったのは、午後3時30分の作業再開から10分程度経過したとき」とされている。さらに、現場において同僚から救急隊へ説明されたものと考えられるA県救急観察カードの記録によると、「15:30頃、気分不良のため少し休むと言って横になっていた。」と記載されている。したがって、被災者の本件疾病の発症時刻が事実と異なっているとは判断できず、請求人の同主張は認められない。

なお、請求人は、再審査請求書の再審査請求の理由において、補完する書面等を提出する旨記載していることから、その提出を待っていたところ、請求人から書面等の提出はなかったことから裁決したものであることを付言する。

3 以上のとおりであるので、被災者に発症した本件疾病及び死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。